

平成 28 年度 全国労働衛生週間を迎えて

三重労働局労働基準部健康安全課

全国労働衛生週間は昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、今年で第 67 回を迎えます。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

三重県内の労働者の健康を巡る状況を見ると、平成 27 年度における長時間労働等が原因と考えられる脳・心臓疾患の労災支給決定件数は 4 人、同じく精神障害の労災支給認定件数は 6 人となっており、メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策が重要な課題となっています。

業務上疾病の被災者は長期的には減少傾向にあり、平成 27 年は 135 人となりました。特に疾病別では腰痛が 94 人と全体の 70% を占める状況となっています。熱中症による被災者は 7 人で、その内の 1 人は死亡しており、化学物質による薬傷・やけど等も跡を絶たない状況となっています。

また、平成 27 年の一般定期健康診断の結果をみると、何らかの所見を有する方が 49.4 % と依然として高い水準にあります。

一方、全国では特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案等の新たな問題も発生しています。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法によるストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっています。

さらには、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援が求められています。

このような背景から今年度は

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

をスローガンに掲げ、9 月を準備期間として 10 月 1 日から 7 日まで全国労働衛生週間が展開されます。本週間を契機に労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進をお願い申し上げます。

全国労働衛生週間中の事業場の実施事項

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施